

三重県病院事業庁建設工事検査規程

【沿革】	平成11年3月31日	三重県病院事業庁管理規程第19号
	平成12年5月19日	三重県病院事業庁管理規程第34号改正
	平成14年3月29日	三重県病院事業庁管理規程第12号改正
	平成14年9月27日	三重県病院事業庁管理規程第17号改正
	平成16年3月31日	三重県病院事業庁管理規程第1号改正
	平成18年3月31日	三重県病院事業庁管理規程第7号改正
	平成19年3月30日	三重県病院事業庁管理規程第2号改正
	平成20年3月28日	三重県病院事業庁管理規程第5号改正
	平成21年3月24日	三重県病院事業庁管理規程第1号改正
	平成24年3月30日	三重県病院事業庁管理規程第16号改正
	平成25年3月29日	三重県病院事業庁管理規程第8号改正
	平成29年3月28日	三重県病院事業庁管理規程第7号改正
	平成30年12月21日	三重県病院事業庁管理規程第6号改正
	令和3年3月19日	三重県病院事業庁管理規程第6号改正
	令和7年3月7日	三重県病院事業庁管理規程第1号改正

三重県病院事業庁建設工事検査規程をここに公布する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この管理規程は、三重県病院事業庁が行う工事の検査について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）に基づく、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、維持及び製造をいう。
- (2) 検査員 工事検査総括監、検査監、検査主幹、検査主査及び病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）が検査を命じた者をいう。
- (3) 課 長 工事を所掌する三重県病院事業庁組織規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第7条第1項に規定する県立病院課の課長をいう。
- (4) 院 長 工事を所掌する組織規程第7条第1項に規定する県立病院の院長をいう。
- (5) 監督員 工事を監督する職員をいう。
- (6) 受注者 三重県病院事業庁会計規程の規定により工事の請負又は委託の契約を締結した者をいう。

(検査)

第3条 工事に係る完成検査及び出来高部分検査は、全て検査員が行うものとする。

2 検査員は、工事の施工途中において必要により中間検査を行うことができる。

(指示権限)

第4条 検査員は、第10条で定める検査の基準及び第14条第3項で別に定める検査要領に基づき、工事の改善を図るため、課長、院長、監督員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

(検査の執行)

第5条 検査は、工事検査総括監の命を受けて行うものとする。

(検査の判定等)

第6条 検査員は、検査を行う場合には、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

- 2 検査員は厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。この場合において、可否の判定をすることが困難な事項については、工事検査総括監の指示を受けなければならない。

第2章 検査の通則

(検査命令等)

第7条 工事の検査命令は、検査命令簿（第1号様式）により行うものとする。

- 2 工事の検査決定通知は、検査決定通知書（第1号様式の2）により、工事検査総括監から課長又は院長に対して行うものとする。
- 3 前項の通知を受けた課長又は院長は、監督員を通じて検査日を受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 受注者又はその代理人並びに監督員及び課長又は院長の命じた者は、検査に立ち会い、検査員の指示に従わなければならない。

(検査の手続)

第9条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、完成通知書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書（第3号様式）を事業庁長に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 事業庁長は、前項に規定する完成通知書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあっては14日以内に、委託契約に基づく工事にあっては10日以内に検査しなければならない。
- 3 受注者、課長又は院長は中間検査を受けようとする場合には、中間検査要求書（第3号様式の2）を事業庁長に提出しなければならない。

(検査の方法等)

第10条 検査員の行う検査の方法及び基準は、別に定める。

- 2 検査員は、完成検査及び出来高部分検査については、別に定める採点基準により評価しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定する検査の方法及び採点基準については、異議を申し立てることができない。

(改造等の命令)

第11条 検査員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の受注者に対し、その不合格の部分について期間を定めて工事の改造、補修又は補正を手直命令書（第4号様式）又は委託業務補正命令書（第4号様式の2）により命令し、又は指示しなければならない。ただし、特殊なものについては、当該工事を課長又は院長に協議して行うものとする。

(再検査)

第12条 受注者は、前条に規定する命令を受けた場合には、その命令する期間内に手直工事又は補正工事を完成しなければならない。

- 2 受注者は、前項の手直工事又は補正工事が完成した場合には、手直工事完了報告書（第5号様式）又は委託業務補正完了報告書（第5号様式の2）を事業庁長に提出し、改めて検査を受けなければならない。

(検査の復命)

第13条 検査員は、検査を完了した場合には、復命書（第6号様式）に検査写真帳（第7号様式）を添えて速やかに復命しなければならない。この場合において、完成検査及び出来高部分検査に係るものにあつては、別に定める工事成績調書を添えなければならない。

- 2 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査を完了した場合には、前項の規定にかかわらず、復命書に別に定める設計業務等成績調書を添えて、速やかに復命しなければならない。

第3章 完成検査

(出来形検査)

第14条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面（以下「契約書等」という。）に基づき工事の出来形の適否、工事の進捗状況等を現地において検査しなければならない。この場合において直営工事にあっては、関係帳簿等の検査を併せて行うものとする。

- 2 検査員は、前項の検査をする場合には、特に規格、品質、数量等を測定検査し、契約書等とその出来形が適合しているか否かを確認しなければならない。
- 3 検査員は、測量、調査又は設計に係る検査をする場合には前2項の規定にかかわらず、別に定める検査要領に基づき検査しなければならない。

(書類判定)

第15条 検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事で、その適否の判断が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聞くとともに記録、写真、資料その他関係書類に基づいて判定するものとする。

(破壊検査等)

第16条 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査するものとする。この場合における破壊は必要最小限にとどめなければならない。

(貸与品及び支給材料の状況把握)

第17条 検査員は、検査に係る工事について、貸与品又は支給材料がある場合には、関係書類に基づきその保管、使用、返納等の状況を把握し、その適否を判定しなければならない。

第4章 出来高部分検査

(出来高部分検査)

第18条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(出来高部分検査の方法)

第19条 出来高部分検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第5章 中間検査

(中間検査)

第20条 検査員は、必要があると認める場合又は第9条第3項の中間検査要求書の提出があった場合には、工事の施工中途において、その出来高部分について検査をすることができる。

2 前項に規定する検査の方法は、完成検査の規定を準用する。

第6章 雑則

(検査のための調査等)

第21条 検査員は、工事現場に立ち入り、受注者及びその使用人又は監督員等に対し口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を提示若しくは提出させることができる。

(補則)

第22条 その他工事の検査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程の施行の際現に提出されている報告その他の手続は、改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程によってなされた報告その他の手続とみなす。

附 則（平成12年5月19日三重県病院事業庁管理規程第34号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日三重県病院事業庁管理規程第12号）

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日三重県病院事業庁管理規程第17号）

この管理規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日三重県病院事業庁管理規程第1号抄）

(施行期日)

1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日三重県病院事業庁管理規程第7号）

1 この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（以下「旧管理規程」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。

3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年3月30日三重県病院事業庁管理規程第2号抄）

(施行期日)

1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日三重県病院事業庁管理規程第5号）

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日三重県病院事業庁管理規程第 1 号）
この管理規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日三重県病院事業庁管理規程第 16 号）
この管理規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日三重県病院事業庁管理規程第 8 号）
（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（以下「旧管理規程」という。）の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日三重県病院事業庁管理規程第 7 号）
（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（以下「旧管理規程」という。）の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日三重県病院事業庁管理規程第 6 号）

- 1 この管理規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日三重県病院事業庁管理規程第 6 号）
（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（次項において「旧管理規程」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、この管理規程による改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 7 日三重県病院事業庁管理規程第 1 号）
この管理規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

檢 查 命 令 簿

所 属 名	
検査要求年月日	年 月 日
受 付 年 月 日	年 月 日
検査命令年月日	年 月 日

施行番号 工事区分 検査種別	工事番号 工事名	履 行 場 所	契 約 金 額 (円)	受 注 者 住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称	工 期 完成 年 月 日 監督員受理日	監 督 員 (最大5名)	検 査 員 (最大5名)	検査予定日	備 考	復 命 書 受 理 日	
						班、課名等	職 名			職 氏 名	成 績 点
						氏 名	氏 名				
受付番号											

第 号
年 月 日

宛て

三重県病院事業庁工事検査総括監

検 査 決 定 通 知 書

年 月 日付けで要求のあった検査について下記のとおり決定します。

記

1 工 事 番 号 年度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)
(至)

4 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

5 監 督 員

6 検 査 種 別

7 完 成 日 年 月 日

8 検 査 予 定 日 年 月 日

9 検 査 員

第2号様式及び第2号様式の2 削除

出来高部分検査要求書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

住所又は所在地
受注者 氏名又は名称
及び代表者氏名

次の工事について、第 回の出来高部分検査を要求します。

1 工 事 番 号 年度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)
(至)

4 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

5 契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び
地 方 消 費 税 の 額 円)

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

中間検査要求書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

課長若しくは院長又は受注者

次の工事について、中間検査を要求します。

記

1 工 事 番 号 年 度 第 分 号

2 工 事 名

3 履 行 場 所 (自)

(至)

4 受 注 者

5 工 期 着 手 年 月 日

完成 年 月 日

6 契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び
地 方 消 費 税 の 額 円)

7 中間検査を受けよう とする出来形部分

8 検 査 場 所

9 検査執行希望年月日 年 月 日

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

第 4 号様式（第11条関係）

手 直 命 令 書

様

年 月 日

検査員 職 氏名

三重県病院事業庁建設工事検査規程第11条の規定により、次のとおり手直しを命じます。

工 事 番 号 及 び 工 事 名	年 度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
着 手 年 月 日 完 成 年 月 日	年 月 日 年 月 日	契 約 金 額	円
検 査 立 会 人		検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 事 項			
指 示 事 項			
手 直 期 限	年 月 日	手 直 完 了 後 の 検 査	再検査・課 長又 は 院長の検査

上記の手直命令に応じます。

年 月 日

住所又は所在地
受注者 氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

検 査 員 宛て

(規格 A 4)

委 託 業 務 補 正 命 令 書

様

年 月 日

検査員 職 氏名

三重県病院事業庁建設工事検査規程第11条の規定により、次のとおり補正を命じます。

業 務 番 号 及 業 務 名	年度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
着 手 年 月 日 完 成 年 月 日	年 月 日 年 月 日	業 務 委 託 料	円
検 査 立 会 人		検 査 年 月 日	年 月 日
補 正 事 項			
指 示 事 項			
補 正 期 限	年 月 日		

上記の補正命令に応じます。

年 月 日

住所又は所在地
受注者 氏名又は名称
及び代表者氏名

検 査 員 宛て

手 直 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

住所又は所在地
受注者 氏名又は名称
及び代表者氏名

次のとおり、手直工事が完了したから報告します。

工 事 番 号 及 び 工 事 名	年 度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
手 直 命 令 (指 示) 者 氏 名		手 直 期 限	年 月 日
指 示 年 月 日	年 月 日	手 直 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
手 直 指 示 事 項			
措 置 事 項			

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

委 託 業 務 補 正 完 了 報 告 書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

住所又は所在地
受注者 氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日補正命令を受けた次の委託業務については、補正が完了したから報告します。

業 務 番 号 及 業 務 名	年度 第 分 号	履 行 場 所	(自) (至)
		補 正 期 限	年 月 日
指 示 年 月 日	年 月 日	補 正 完 了 年 月 日	年 月 日
補 正 事 項			
措 置 事 項			

※ 受理 年 月 日 監督員氏名

復 命 書

三重県病院事業庁長 宛て

検査員職氏名

年 月 日

年 月 日実施した		検査の結果は、次のとおりでした。	
工 事 番 号		年度 第 分 号	
工 事 名			
履 行 場 所		(自) (至)	
契 約 金 額		円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	
※ 手 直 し 補 正 金 額			
受 注 者			
監 督 員	監督種別 職名 氏名		
立 会 人	発 注 機 関		
	受 注 者		
工 期	着 手	年 月 日	
	完 成 期 限	年 月 日	
	完 成	年 月 日	
※手直し補正命令年月日		年 月 日	
※手直し補正完了年月日		年 月 日	
※手 直 し 補 正 措 置 事 項 確 認 者			
検 査 結 果		合 格 不 合 格	

(注) 手直し補正検査以外の検査の場合には、※印欄に記入しないこと。

(規格A 4)

検 査 写 真 帳

工事番号	年度	第	分	号
工 事 名				